

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

01. 危険な被災建物の除去を要請する声が市民から寄せられた。被災者の負担の軽減を図るため、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【教訓情報詳述】

01) 自治体には、危険な被災建物の除去を要請する市民からの声が殺到した。

【参考文献】

【引用】震災発生直後より、倒壊した家屋の処理についての要請が災害対策本部へ多く寄せられていた。当時としては、人命に関わるもの、二次災害の危険のあるものなどを除いては、特別の制度がなかったため、所有者の責任により処理されるよう返答せざるを得ない状況であった。〔西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.184〕

>

【引用】(柏木和三郎・津名町長のインタビュー発言)
当初は、がれき処理費用の2分の1が国庫補助の対象で、半分は個人負担だった。これでは復旧は進まないと思った。そこで残りもすべて津名町が負担すると約束した。数億円の経費になりそうなので町幹部は財政がもたないと決ったが、視察に訪れた国会議員に損壊家屋の解体も補助の対象にしてほしいと要請し、1月28日に公費解体制度が実現した。…(中略)…すばやく決断したことによって島内の重機やオペレーターを確保することができた。遅れていればみんな神戸へ駆け集め駆け集られて、復旧は大幅に遅れてしまったかもしれない。

〔『阪神・淡路大震災復興誌』〔第8巻〕2002年度版〕(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.127〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

01. 危険な被災建物の除去を要請する声が市民から寄せられた。被災者の負担の軽減を図るため、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【教訓情報詳述】

02) 被災自治体からの要請を受けて、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【参考文献】

【引用】地震等により損壊した建物等は、「神戸市地域防再計画」でも明らかなように、公的な関与は想定されておらず、所有者責任で実施されてきているのが現状であった。しかし、今回の阪神・淡路大震災による被害は甚大で、都市機能がマヒし、社会的経済的影響は極めて大きいところから、国は被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧・復興を図るため、個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾のもとに市町の事業として行い、公費負担(国庫1/2)の対象とすること及びガレキ等の処理に対する自衛隊の協力を決定した(1月28日)。〔『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.449〕

>

【参考】家屋解体等が公費負担で実施されることとなった経緯については、〔西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－』西宮市(1996/11),p.184〕にまとめられている。これによると厚生省は、1月28日付「『兵庫県南部地震』におけるがれき等の災害廃棄物処理の取扱方針」で、個人住宅、民間分譲マンションの他、中小事業者の賃貸マンション、事業所等を対象として、市町村が廃棄物として買いたい処理、国がその費用の1/2を補助することなどを定めている。

>

【参考】公費負担による家屋解体・がれき処理の決定経緯については〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌〔第1巻〕〕(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.216-218〕参照。

>

【参考】〔『阪神・淡路大震災 - その時、被災地で』編集委員会『阪神・淡路大震災 - その時、被災地で 政府現地対策本部74日の活動』(財)21世紀ひょうご創造協会(1995/6),p.1-2〕では、兵庫県知事が公費による解体・撤去費への支援が決定された経過を紹介している。

>

【参考】被災家屋の解体撤去に係る公費負担制度の実現に至る過程が、〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.237-243〕にまとめられている。

>

[引用] 瓦礫処理の公費負担(特に建物の解体費のそれ)が早い段階で決定され実現したことは大いに評価できる。公費による解体がなされたゆえに必要以上に建物が解体されたという批判がないではないが、都市部において初めて発生したこれだけの大規模な災害において、建物の解体が全面的に個人の負担でなすべきものであるとの従前の取り扱いがなお維持されていたならば、これだけ早い復興(特に住宅復興)は望み得なかったであろう。[戒正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」]『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.124]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

01. 危険な被災建物の除去を要請する声が市民から寄せられた。被災者の負担の軽減を図るため、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【教訓情報詳述】

03) 倒壊家屋等は廃棄物として、所有者の承諾のもとに市町が解体・処理する場合には、実質的な市町の負担は2.5%程度となる国の補助が行われることとなった。

【参考文献】

[引用] (解体撤去の考え方)従来は、損壊した家屋、事業所等の解体、処理について、1) 解体は所有者の責任、2) 解体後は廃棄物として市町が処理、3) 国は市町が行う処理に要する費用の1/2を補助、となっていた。しかし上記のように大震災による被害が甚大で都市機能がマヒし、社会的経済的影響が極めて大きなものとなっているという特別の事情に配慮し、被災者の負担軽減と被災地の一刻も早い復旧・復興を図るため、初めて国は次のような特別措置を講じた。1) 倒壊家屋等は廃棄物として、所有者の承諾のもと、市町が解体、処理、2) 国はその費用の1/2を補助(解体に要する費用も含む)3) 自衛隊の積極的協力を得る、というものである。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(以下「廃棄物処理法」)では、「一般廃棄物」の処理については、市町の責任としている(廃棄物処理法第4条)。全壊等ガレキ状態の家屋についても、所有者にその所有権を放棄する意思表示があれば、廃棄物処理法にいう廃棄物となり、市町の処理責任が生じることになる。その費用負担について、廃棄物処理法第22条第2号を根拠に、災害廃棄物処理事業として、国の補助を受けて実施することになった。費用負担の内訳は、国が1/2、市町が1/2となっている。ただし、市町負担は起債で賄われることになっており、その償還分の95%について特別交付税措置が認められた。このため、実際の市町の負担割合は全体の2.5%であり、費用面で国の補助がなければ事業の円滑な実施は困難だったと思われる。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.48-49]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

01. 危険な被災建物の除去を要請する声が市民から寄せられた。被災者の負担の軽減を図るため、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【教訓情報詳述】

04) 法的には、災害廃棄物を一般廃棄物とするか、産業廃棄物とするかが問題となった。

【参考文献】

[参考] 法的な課題については[『ジュリスト 臨時増刊1995年6月20日号 阪神・淡路大震災一法と対策』有斐閣(1995/6),p.53-60]に詳しい。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

01. 危険な被災建物の除去を要請する声が市民から寄せられた。被災者の負担の軽減を

図るため、公費による解体・撤去費への支援が決定した。

【教訓情報詳述】

05) 公費解体が土地利用形態や景観の変化など地域空間に与える影響は大きい、との指摘がある。

【参考文献】

[引用] (公費解体)

この施策が地域空間に与えた影響が大きいことは確かである。なぜなら建築物の建替えは補修に比べ、土地利用形態や景観の変化など地域空間に与える影響が大きく、結果として公費解体施策がそれを増長する側に働いたことは事実であるからである。[越山健治「都市計画的視点から見た住宅復興の諸問題」『滅災 Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.78]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

02. 避難所対応など他の災害対策に追われる中で、当初は、受付体制、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築も十分に整備できなかった。

【教訓情報詳述】

01) 予想外の地震の規模・被害の中での事業自体が初めてののもので、事業実施方法の決定が遅れ、初期にはパニック状態となった。

【参考文献】

[引用] (解体システムの立ち上げの遅れ) 事業自体が初めてののものであったが、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築の遅れが、初期の事業の推進に支障を来した。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150]

> [引用] (組織化の立ち遅れ) 先ず、事業実施方法決定の遅れ 組織化の遅れ 初動体制の不備が事業初期においてパニックの状態を招いた。

特に、1月29日から解体の申し出の受付を区役所で始めたが、避難所対応など他の災害対策に追われ、その体制は不足し、申込みが殺到するなかで、混乱を招き十分な対応ができなかった。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150]

> [引用] (神戸市の対応) 神戸市はプレス発表及び地震対策広報で、1) 倒壊家屋等の解体撤去を市の事業として行う。2) 数量が膨大であるため公共性、緊急性の高いものから実施する。3) 各区役所で1月29日から解体の申し出を受け付ける。4) 解体撤去の標準単価(悪質な業者の排除を目的)を知らせる。などについて被災者へ周知を図ることにした。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.49]

> [引用] 神戸市では、この国の措置をもとに、倒壊家屋等の解体処理の適正な執行と円滑な運用を図り、もって迅速な復旧・復興を推進することを目的に「災害廃棄物解体処理事業実施要領」を策定した。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.49]

> [引用] (震度7エリア自治体アンケート結果) 市民が業者と直接契約して解体する、いわゆる自費解体の場合は、最初は市の実施分しか補助しないとしていたものが、後に補助することになり混乱した。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.120]

> [引用] 「解体・撤去費はどこまでが補助対象となるか」について、厚生省とやりとりをしながら、その結果を市町に情報提供してきたが、途中で方針が変更になる部分もあって苦勞した。

詳細な取り扱いを明文化して示されたのは、二月二十八日であった。(地上部分の解体工事費が対象、擁壁は対象外等)[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.254]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

02. 避難所対応など他の災害対策に追われる中で、当初は、受付体制、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築も十分に整備できなかった。

【教訓情報詳述】

02) 対象となる建物は、個人住宅、中小企業者の建物を基本とすることになったが、被害の大きな大企業等についても一部対象となった。

【参考文献】

[引用] 解体処理事業の対象解体処理事業の対象は厚生省の指針を受け、次のとおりとした。1)個人住宅、2)分譲マンション、3)賃貸マンション(中小企業者のものに限る。)、4)事業所等(中小企業者のものに限る。)、5)中小企業に準ずる非営利法人等の家屋、事業所等、6)その他市が必要と認めるものである。ここで中小企業の範囲は、中小企業基本法第2条に規定されるもので、次のとおりである。

工業・鉱業・運送業等300人以下又は1億円以下

卸売業100人以下又は3千万円以下

小売業・サービス業50人以下又は1千万円以下

[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.50]

>

[引用] (大企業等の取扱い)

いわゆる大企業等について、次の条件に該当する場合に、解体費用は対象とならないが、被災建物の撤去費の一部又は全部を公費負担することにした。

阪神・淡路大震災により解体撤去を余儀なくされた建物を神戸市内に所有する大企業等のうち、次のいずれかに該当する場合。(a)地震発生後2か月の売上額若しくは受注額が、前年同期比で20%以上減少したものの。(b)被災事業者と災害救助法の適用地域内に事業所を有する事業者との取引依存度が、20%以上のもの。(c)災害救助法の適用地域内にある企業の事務所の従業員数の割合が20%以上のもの。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.52]

>

[参考] 解体・撤去費の補助に関して県が要望した結果、工事費積算上の諸経費が認められたこと、一定要件を満たす大企業のがれきも補助対象に認められた。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.254-255]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

02. 避難所対応など他の災害対策に追われる中で、当初は、受付体制、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築も十分に整備できなかった。

【教訓情報詳述】

03) 当初、解体費用の積算基準がなく、各被災市町独自に決定したため、隣接市間で格差が生じた。

【参考文献】

[引用] 当初、解体費用の床面積平方メートル当たりの標準単価の積算基準がなく、各被災市町独自に決定したため、隣接市間で格差が生じた。また、倒壊家屋の立地条件において、崖の上や接面道路幅員が狭いなど解体工事の施工が困難な場所があり、標準単価とは別にこうした特殊条件を加味した単価を設定することが必要である。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150]

>

[引用] 倒壊家屋数が多く解体・撤去を効率的に進めるため、費用算出には解体工事費と仮置場(処分場)までの運搬費を含めて「延べ床面積一平方メートル当たり 円」という解体単価方式(単価契約)がほとんどの市町で採用された。

神戸市は、早い時期に広報等で標準単価を示していた。これは、悪質業者排除のため「これ以上の価格は要注意」との趣旨で公表したといわれているが、当時の業者のいい値そのままに近いように感じた。当初の単価は木造が一万二千元、鉄筋コンクリート造が三万円であり、このためかどうかわからないが、全国から解体業者が神戸に押し寄せることとなった。

当時、阪神間は交通渋滞が激しかったが(一日一往復)、淡路はそれほどでもなかったこともあり、解体単価には、倍ほどの開きがあった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.254]

>

[引用] 国会で「解体単価が高い」との指摘が出るようになり、厚生省から単価の見直しを厳しく求められるようになった。…(中略)…五月二十五日に、厚生省は実施要領を改正し、解体工事費の算出基準が示された。運搬費の算定指揮は、運搬の所要時間を考慮したものであり、実際、五月の半ば頃からは渋滞緩和の兆しも見えてきたため、市町も徐々に見直しの方向に舵をきることとなった。その後、渋滞状況の改善状況を見ながら単価改定を重ね、神戸市の場合、三回の見直しで最終は当初の六三%程度まで下がった。[『阪

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

02. 避難所対応など他の災害対策に追われる中で、当初は、受付体制、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築も十分に整備できなかった。

【教訓情報詳述】

04) 道路部分に倒壊した家屋の撤去と、民地部分とでそれぞれ根拠とする法律・所管省庁が異なり混乱が生じた。

【参考文献】

〔引用〕(土木局(現・建設局)施行分との関係)道路部分に倒壊した家屋の撤去事業は、緊急道路の確保など道路啓開工事として土木局(道路管理者)が施行し、民地部分については災害廃棄物処理事業として環境局が担当したが、事業の内容に差異がないにもかかわらず、それぞれ根拠とする法律、所管省庁が異なり、事業を進めるにあたり、混乱が生じた。〔神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.151]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

03. マンションなどを始めとして解体について全員の同意を得るためにかなりの時間を要する例があり、一部、事業期限の延長が図られた。また、二次災害を引き起こす恐れのある未申請倒壊建物の扱いも困難だった。

【教訓情報詳述】

01) マンションなどでは解体について全員の同意を得るためにかなりの時間を要し、やむを得ないものに限って期限延長が図られた。

【参考文献】

〔引用〕マンションなど大規模な区分所有建物では、再建問題から解体について全員の同意を得るためにかなりの時間を要し、期限に間に合わないところから期限延長の陳情が数件あった。また、テナントビル、アパートなど賃借権者との調整のために時間を要するものもあった。幸いに国において期限延長の方針が出され、救済されることになったが、公費解体は単に災害廃棄物処理ということだけでなく、住宅再建と一体的な捉え方をされ、市民への対応に苦慮した面がある。〔神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150-151]

>

〔引用〕(解体期限の延長)この災害廃棄物処理事業における解体撤去事業は、予算上平成7年度限りとなっており、当該年度中には完了する予定であった。しかし、処理対象家屋棟数が膨大なこと、さらに市に対し解体撤去の願い出を行っていても、解体撤去を実施するにあたっての要件として関係権利者の同意を必要としていたため、共有者間・借家人等との権利関係の調整が難航し、期限内の完了が困難となるケースが多数生じた。...(中略)...幸いに、平成8年1月24日の衆議院本会議での総理答弁があり、国から次の3つの事項にすべて該当するものについて解体期限の延長を認める見解があった。(1)すでに申込み手続きが行われているもの。(2)所有者間の協議が整わない、または所有者間の合意以外でやむを得ない理由により解体の着手が遅れているもの。(3)平成8年度中に解体が可能なもの。ただし、完了期限は、平成8年度中とする。

〔伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.53-54]

>

〔引用〕解体申し出の期限について、被災者救済の観点から制度の範囲内で数回猶予を設けたが期限の捉え方がさまざまとなり、市民に不公平感を与えた面があった。〔神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

03. マンションなどを始めとして解体について全員の同意を得るためにかなりの時間を要する例があり、一部、事業期限の延長が図られた。また、二次災害を引き起こす恐れのある未申請倒壊建物の扱いも困難だった。

【教訓情報詳述】

02) 二次災害を引き起こす恐れのある未申請倒壊建物の扱いも困難だった。

【参考文献】

[引用] 被災建物の解体撤去については、それが災害廃棄物という位置づけとはいえ、所有者の申し出や関係権利者の同意がないかぎり、行政の判断だけで行うことはできない。災害対策基本法、建築基準法あるいは道路法の諸法に基づく除却措置が一つの方向として想定されるが、対象が限定され、また期間が震災直後の緊急状況下に限られたり、事前手続き等に時間を要したりして、抜本的な解決手段とするのは難しい。法体系の整備が必要である。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.151]

>

[引用] このように、倒壊家屋の解体撤去は、災害廃棄物処理事業の一環として市町の責任において、計画的に行うものとなっている。しかしながら、対象物が建物という不動産であり、所有権、賃借権などの私権に関係する部分が大きく、特に神戸市のような大都市においては権利関係が錯綜しており、権利関係の調整にはかなり時間と労力を要する。また、解体撤去にあたっては、所有者の申し出に基づくとしているが、実際には何らかの理由により申し出のない倒壊建物が市内に少なからず見られた。これらについては、所有者を調査し、その意向を確認したケースもある。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.54]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

04. 市発注方式ではその処理に時間がかかるため、神戸市は市発注方式を補完するものとして「三者契約」を採用。解体撤去が進み始めたのは、この方式による受付以降となった。

【教訓情報詳述】

01) 解体は市発注方式、自衛隊の協力、三者契約方式、清算方式の4つの方法で実施された。

【参考文献】

[引用] (解体撤去の方法) 解体撤去は、原則として市への願出書の提出により建物所有者等の所有権を放棄する旨の意思表示を確認後、実施している。民地内の建物については、行政の判断だけで解体撤去したものはない。具体的な実施方法としては、次の4つの方式により被災者からの申し出のあった倒壊家屋の解体撤去を実施した。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.50]

>

[引用] (市発注方式について)
区を窓口として受付を行い、被災した建物所有者等が解体を願い出て、市が請負契約業者に発注、解体撤去を行う。処理量が膨大であるため、単価契約とし、平成6年度は全市で104業者と契約している。平成7年度の前半は、前年度における解体の遅れの反省をもとに、町、丁目などで区域をブロック化し、業者を配置する地区割方式を採用し、処理の効率化を図った。(363ブロック414業者)
平成7年度の後半は、解体対象物件が散逸していったことから、各区別に複数業者を配置する区別方式を採用した。(315業者)
平成8～9年度は、全市を東西に2つに区分し、実施した。(60業者)
[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.50-51]

>

[引用] (自衛隊の協力について)
区を窓口として受け、被災した建物所有者等が解体を願い出て、市(区)が自衛隊に解体を依頼する。この自衛隊による解体は、解体にかかる手続きに関し、やや煩雑さがあつたものの、指揮命令系統の高度さ、普段の訓練による成果で、解体にあつての迅速かつ丁寧さは被災者の方々に非常に感謝されている。

[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.51]

>

[参考] 第36普通科連隊による「自衛隊が担任できる倒壊家屋除去の要件」が[「阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -」宝塚市役所(1997/3),p.210]に示されている。これによると、自衛隊が解体・撤去可能なものは「緊急性があり、作業可能な木造建築」であり、具体的には余震等の発生により二次災害の危険性を有し、平屋または二階建て一階が崩壊して一階状となった戸建て住宅、近傍に駐車場を確保できるもの、などの記載がある。

>

[引用] (三者契約方式について)

災害廃棄物対策室で、建物所有者・業者・市の三者で契約を締結し解体撤去を行う方法で、市が当該業者に解体業務を委託する形態となっている。災害廃棄物処理事業における解体撤去は、市発注及び自衛隊による方式が原則であるが、解体を要する倒壊家屋が膨大であり、市発注方式ではその処理に時間がかかるため、二次災害による人命の危険からの回避、近隣住民からの苦情、早急の住宅再建など緊急性・必要性から市による解体を待たず自ら業者を選択し解体を行いたいとの被災者の強いニーズを受けて、実態的に市発注による方法を補完するものとして採用した。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.51]

>

[引用] (清算方式について)

外郭団体を窓口にし、緊急性・必要性から、震災直後上記の解体事業にかかる制度が整備されるまでに、自己処理したものについて当該建物所有者等からの申し出に基づき、解体費用の支払い手続きを行った。一種の緊急避難的な処理である。具体的処理については、外郭団体((株)神戸市都市整備公社)に委託した。

[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.51-52]

>

[参考] 解体撤去の方法、解体撤去の単価については[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.120-121]参照。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

04. 市発注方式ではその処理に時間がかかるため、神戸市は市発注方式を補完するものとして「三者契約」を採用。解体撤去が進み始めたのは、この方式による受付以降となった。

【教訓情報詳述】

02) 市発注方式だけでは対応できず、三者契約方式の導入は事業の促進に一定の効果をあげた。しかし、業者と所有者間のトラブル、「にわか解体業者」の発生、運搬途中の落下物の発生などの問題も多かった。

【参考文献】

[引用] この表からわかるが、本来、市発注方式や自衛隊によるものが原則で、その補完的役割として採用した三者契約方式によるものが、受付ベースで全体の約43%、解体撤去ベースで約47%と半数近くを占めている。これは、膨大な倒壊家屋等を早期に解体撤去するために、三者契約方式の導入が一定の効果をあげたことを物語っていると言える。事業の進捗を促進した要因としては、解体業者を建物所有者自ら選定でき、解体工事にあたっての日程調整などに所有者がイニシアティブをとれたこと、契約上権利調整に関し所有者が責任を負担したことなどがあげられる。しかし、反面業者の過度の利潤追求から、業者と所有者との間にトラブルが生じたり、「にわか解体業者」や全国各地のダンプトラックが溢れ、交通渋滞を悪化させたなどの問題が発生した。[伊藤雄祐「震災による倒壊家屋の解体・撤去」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.53]

>

[引用] 解体実施方式(市発注方式・三者契約方式)

膨大な倒壊家屋等を早期に解体撤去するため、市発注方式だけでは対応できず、三者契約方式の導入は、事業の促進に一定の効果をあげた。反面、業者の過度の利潤追求姿勢のため業者と所有者との間にトラブルが生じ、また「にわか解体業者」や全国各地のダンプトラックが満ち溢れ、道路の渋滞を更に悪化させ、運搬途中の落下物の事故も頻繁に発生するなど問題も多く、基本的には市発注による円滑な倒壊家屋解体事業発注システムの構築が必要である。なお倒壊の恐れのある危険家屋等の解体は、急を要するものの、それ以外の家屋については、被災者の意向を考慮しつつ、当初から計画的に、平準化して進められなかったか、今回の反省である。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.150]

>

[参考] 長田区の例[谷口時寛「大震災と区役所」『都市政策 no.80』(財)神戸都市問題研究

所(1995/7),p.66]

>

[引用] (長田区・野田北部地区の例)

物件ごとに解体業者が違うため業者が入り乱れ、私道を傷めたり、周辺家屋に被害が出たときに、どの業者がやったのか分からず、被害者が泣き寝入りしなければならないなどの苦情が相次ぎました。その結果、私道を通行禁止にするところが増え、あちこちで作業に支障が出始めたのです。結局、半年後にはエリアごとに担当業者を決め、区域内のすべての物件を責任持って解体撤去させるというシステムに変わった訳ですが、そのモデルとなったのが野田北部でした。

野田北部協議会では、解体・撤去の受付が始まった当初から、区域内の申請を集約し、一括して区役所に提出するという方法を取っていました。これに応じて区役所でも、町丁ごとに特定の業者に随意契約させるという方法を環境局に依頼し、当初から業者分担方式が実現していました。まさしく、前述したような混乱を避けるためであり、協議会が担当業者を指導し、土地の境界を適切に保存させるために考えた方法でした。
[小川直樹「復興一番乗りの第一歩 協議会主導の解体・撤去」『野田北部の記憶 震災後3年のあゆみ』野田北部まちづくり協議会(1999/3),p.68]

>

[引用] 市町がガレキ処理の動きを始めた頃、これらの動向を察知したにわか処理業者が、市町のガレキ処理を請け負おうと、全国から県、市に業者が売り込みにやってきた。大部分は怪しげな業者であったことから、課長補佐の英保、富岡が一括窓口になって確認調査を行い、その情報を市町に流すこととなった。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.263]

>

[引用] (須々木俊夫氏)

震災から二週間余りが過ぎ、倒壊家屋の解体が本格化していた。神戸市内のがれきの大半は、内陸部では日本最大という同センターに運ばれた。二月末、四千台以上のトラックが連日二万トンを搬入。平常時の五倍を超えた。

行列は早朝から深夜に及び、最長十二キロの渋滞。徹夜で開門を待つ車もあった。…(中略)…

一方、がれきの不法投棄も目立った。川のそばに屋根瓦や廃木材など約十トン捨て、兵庫県警に逮捕された業者は「処分地まで行っていると、時間がかかる」と供述した。

不法投棄や野焼き、違法な仮置きは相次ぎ、被害地域は北播地域など神戸市外に広がった。がれきの中から年賀状が見つかり、被災地から運ばれてきたことが分かった。

[神戸新聞記事「問われたのは暮らし、生活の在り方」『震災10年 備えは その時どうする 廃棄物発生』(2004/7/18),p.-]

>

[引用] 震災当時、災害廃棄物については市町が仮置き場に受け入れていたため、不法投棄については大きな問題にはならなかった。[和田安彦「循環型社会づくりに向けた取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(7/9)』(第3編 分野別検証) V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.387]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

[01] 公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

04. 市発注方式ではその処理に時間がかかるため、神戸市は市発注方式を補完するものとして「三者契約」を採用。解体撤去が進み始めたのは、この方式による受付以降となった。

【教訓情報詳述】

03) 一部の地域では、地理情報システムの利用、家屋解体管理システムの構築・利用が図られた。

【参考文献】

[参考] 神戸市長田区では、大学の協力を得て地理情報システムによる管理を行い、効果をあげた。[碓井照子「阪神・淡路大震災の復興過程における瓦礫撤去状況調査からみた神戸市長田区における防災GIS導入効果の分析」『地理情報システム学会 講演論文集 vol.4』地理情報システム学会(1995),p.39-42]

>

[参考] 神戸市も家屋解体管理システムを構築した。[神戸市環境局「災害廃棄物処理事業業務報告書」『都市政策 no.93』(財)神戸都市問題研究所(1998/9),p.148-149]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-04. 被災建物の解体とガレキ処理

【01】公費負担での解体撤去・受付

【教訓情報】

04. 市発注方式ではその処理に時間がかかるため、神戸市は市発注方式を補完するものとして「三者契約」を採用。解体撤去が進み始めたのは、この方式による受付以降となった。

【教訓情報詳述】

04) 解体撤去時には、敷地境界線の保存が課題となった。また、ガレキの撤去作業においては、亡くなった方の遺品や、そこで生活していたことの記念となる品を掘り起こすことが、生活再建やまちの復興に向けて大きな意味があった。

【参考文献】

〔引用〕私達は自衛隊に、一つは基礎部分を残し境界線を是非残して欲しい、一つは記念品を是非とも掘り出して欲しいとの二つの要望をした。…(中略)…私達は当初から自衛隊、復興対策本部の役員、ボランティアとして、震災直後から応援してもらった長野大学のみんなと一緒に住民立ち会いのもと、遺品、記念品を泥だらけになって探すことにより、お互いに住民の方々とコミュニティがとれると考えた。〔焼山昇二「解体撤去の手配」『野田北部の記憶 震災後3年のあゆみ』野田北部まちづくり協議会(1999/3),p.68〕

>

〔参考〕〔松岡直武「阪神・淡路大震災と境界の混乱」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.101-102〕によると、「地震を直接・間接の原因として土地の境界が移動もしくは不明となり、後日の復興の大きな妨げとなった」とし、境界混乱又は不明の原因として次の3つの類型に分けられるとした。

- 1) 広範囲な火災による境界の混乱
- 2) 建物・工作物の撤去解体作業による境界標識の亡失
- 3) 地殻変動と境界の移動